（目 的）

 第１条 この規程は、従業員就業規則第○条に基づき、従業員が退職した

 場合における退職金の支給について定めるものである。

（支給範囲）

 この規程による退職金は、勤続年数３年以上の従業員が退職また

は役員に就任した場合に支給する。ただし、死亡による退職のときはその遺族に支給するものとする。

（支給除外）

 この規程は、嘱託従業員・顧問ならびにパートタイマーのほか、

季節・臨時従業員など６ケ月間以内を期限とする臨時的な従業員については適用しない。

（支給要件）

 従業員が、社員就業規則第24条および第27条の規定により退職し、

もしくは解雇された場合で、完全に所管の業務の引継ぎを完了したときに退職金を支給する。

（自己都合による退職）

 前条に規定する場合において、自己都合により退職するときの支

給率は、別表（自己都合欄）の支給率を適用する。

２．前項の場合において、自己都合による退職とは次の各号の一に該

当するものをいう。

 (１) 退職を願い出て会社が許可したとき。

 (２) 休職期間が満了し復職を命ぜられないとき。

 (３) 死亡したとき。

 (４) その他第６条の規定以外の事由により退職したとき。

（会社都合による退職）

 前２条に規定する場合において、会社都合により退職するときの

支給率は別表（会社都合欄）の支給率を適用する。

２．前項の場合において会社都合による退職とは、次の各号の一に該

当するものをいう。

 (１) 定年に達したとき。

 (２) 業務に起因する負傷または傷病により職に堪えず退職したとき。

 (３) 会社の事業の都合により退職したとき。

 (４) 殉職したとき。

（支給退職金）

 退職金額は、支給該当者の退職時における基本給月額の○分の１

に、前条または前２条に定める支給率を乗じて得た額とする。ただ

し、１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

（支給制限）

 第５条に規定する場合においてやむを得ない事由がないのに○日

前に退職の申し出がなかったときは、退職金支給額は○％とする。

２．諭旨解雇された者には、退職金の支給を減額または支給しないこ とがある。

 ３．懲戒解雇された者には、退職金を支給しない。

（勤務期間の計算）

 勤務期間の計算は、会社入社の日から最後の日までの期間とし、

１ケ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

２．休職期間は、勤続年数に算入しない。

（支給時期）

第１０条 退職金は、原則として退職の日から○日以内に全額を支給する。

（功労加算金）

第１１条 在職中に顕著な功労のあった者、その他会社が特に認めた者につ

いては、所定の退職金のほか功労加算金を支給することがある。

（債務の弁済）

第１２条 従業員が退職、死亡または解雇された場合において会社に対し弁

 済すべき債務があるときは、従業員は受領した退職金の一部もしく

は全部をもってこれを弁済するものとする。

（受給順位）

第１３条 この規程により退職金を受取るべき本人が死亡した場合の受取人

の順位については、労働基準法施行規則に定める順位とする。

（退職年金規程との調整）

第１４条 第７条の規定にかかわらず、別に定める退職年金規程（以下年金

規程という。）による給付がある場合は、この規程による支給額から年金規程による支給額を控除する。

２．前項の場合において年金規程による給付が年金のときは、控除す

る金額は年金現価相当額とする。ただし、年金規程による支給額がこの規程による支給額を超えるときは、この規程による給付は行わないものとする。

（改 廃）

第１５条 この規程の改廃は、人事部長が立案し、従業員の過半数を代表す

る者と協議のうえ、社長が決裁する。

（付 則）

 1. この規程は、昭和○年○月○日から施行する。

2. 昭和○年○月○日 一部改訂

3. 平成元年○月○日 一部改訂

4.　令和元年○月○日　一部改定

（別 表）

 ┌─────┬─────────┬─────┬─────────┐

 │ │ 乗 率 │ │ 乗 率 │

 │├────┬────┤├────┬────┤

 │ │自己都合│会社都合│ │自己都合│会社都合│

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年 │ │ │12年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年１ヶ月│ │ │13年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年２ヶ月│ │ │14年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年３ヶ月│ │ │15年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年４ヶ月│ │ │16年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年５ヶ月│ │ │17年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年６ヶ月│ │ │18年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年７ヶ月│ │ │19年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年８ヶ月│ │ │20年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年９ヶ月│ │ │21年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年10ヶ月│ │ │22年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │３年11ヶ月│ │ │23年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年 │ │ │24年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年１ヶ月│ │ │25年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年２ヶ月│ │ │26年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年３ヶ月│ │ │27年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年４ヶ月│ │ │28年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年５ヶ月│ │ │29年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │４年６ヶ月│ │ │30年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │５年 │ │ │31年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │６年 │ │ │32年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │７年 │ │ │33年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │８年 │ │ │34年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │９年 │ │ │35年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │10年 │ │ │36年 │ │ │

 ├─────┼────┼────┼─────┼────┼────┤

 │11年 │ │ │37年 │ │ │

 └─────┴────┴────┴─────┴────┴────┘

（注）１ 勤続年数が５年を超える場合において、勤続年数に１年未満

の端数月があるときは、次の算式により支給率を算定する。

Ａ年Ｂヶ月の支給率＝Ａ年の支給率

 ＋｛（Ａ＋１）年の支給率－Ａ年の支給率）｝

 Ｂ

 × ─

 12

２ 勤続年数が４年６ヶ月を超え５年未満のときは、次の算式に

より支給率を算定する。

４年Ｃヶ月の支給率＝４年の支給率

 Ｃ

 ＋（５年の支給率－４年６ヶ月の支給率）×─

 ６